

府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成29年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市学校施設老朽化対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 府中市立小中学校校長会の構成員 2人
- (3) 府中市立小中学校PTA連合会の構成員 1人
- (4) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (5) 府中市青少年対策地区正副委員長会の構成員 1人
- (6) 府中防犯協会の構成員 1人
- (7) 府中市シニアクラブ連合会の構成員 1人
- (8) 府中市肢体不自由児者父母の会の構成員 1人
- (9) 府中市東部地区スポーツ振興会の構成員 1人
- (10) 公募による市民 4人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年 月 日から施行する。